

議案第 49 号

関市国民健康保険条例の一部改正について

関市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 2 日提出

関市長 山 下 清 司

提案理由

国民健康保険法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市国民健康保険条例の一部を改正する条例

関市国民健康保険条例（昭和３４年関市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第９条中「第７２条の４」を「第７２条の５」に改める。

第１６条中「第９項」を「第５項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

- １ この条例は、令和６年１２月２日から施行する。ただし、第９条の改正規定は、公布の日から施行する。
- ２ この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和６年政令第２６０号）第９条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。